

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和7年2月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																																												
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p style="font-weight: bold;">第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p style="font-weight: bold;">第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p>I-1-1-49 (I-1-1-49) ■誤記の修正 △</p>																																												
<p style="text-align: center; color: red;">工事施工協議簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; color: red;"> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知書 </td> <td style="text-align: right; color: red;">(第 回)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"> 工事名 工種、細目等 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知 事項 </td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>添付資料名 </td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>図面 全 葉 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>通知、<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 変更契約の対象と <input type="checkbox"/>しません。 <input type="checkbox"/>します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>了解します。 <input type="checkbox"/>承諾願います。 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> 総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等 </td> <td></td> </tr> </table> <p>(主 旨) (省略)</p>	<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書		(第 回)	工事名 工種、細目等			<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項			<input type="checkbox"/> 添付資料名		<input type="checkbox"/> 図面 全 葉	【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。			【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 工事名 工種、細目等 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告、<input type="checkbox"/>通知 事項 </td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>添付資料名 </td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>図面 全 葉 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>指示、<input type="checkbox"/>承諾、<input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>通知、<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 変更契約の対象と <input type="checkbox"/>しません。 <input type="checkbox"/>します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/>了解します。 <input type="checkbox"/>承諾願います。 <input type="checkbox"/>協議、<input type="checkbox"/>提出、<input type="checkbox"/>報告します。 <input type="checkbox"/>特記事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> 総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等 </td> <td></td> </tr> </table> <p>(主 旨) (省略)</p>	工事名 工種、細目等			<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項			<input type="checkbox"/> 添付資料名		<input type="checkbox"/> 図面 全 葉	【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。			【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等	
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書		(第 回)																																												
工事名 工種、細目等																																														
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項																																														
<input type="checkbox"/> 添付資料名		<input type="checkbox"/> 図面 全 葉																																												
【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																														
変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。																																														
【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																														
確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等																																													
工事名 工種、細目等																																														
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項																																														
<input type="checkbox"/> 添付資料名		<input type="checkbox"/> 図面 全 葉																																												
【工事監督員】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																														
変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。																																														
【受注者】 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> 特記事項																																														
確認欄	総括監督員 主任監督員 監督員 現場代理人 主任技術者等																																													

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																				
<p>第2章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1m当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">帯幅</th> <th style="width: 10%;">種子粒数</th> <th style="width: 10%;">肥料分量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>1.2g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類 	帯幅	種子粒数	肥料分量	摘 要	15cm	2500粒以上	1.2g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>第2章 材料</p> <p>1-2-11-4 種子帯</p> <p>1. 種子帯は10cm及び15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 1m当たり使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">帯幅</th> <th style="width: 10%;">種子粒数</th> <th style="width: 10%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2100粒以上</td> <td>3g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>2500粒以上</td> <td>4g以上</td> <td>肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー 	帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要	10cm	2100粒以上	3g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成	15cm	2500粒以上	4g以上	肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-49 (I-1-2-49)</p> <p>■実態を考慮した変更 ○</p>
帯幅	種子粒数	肥料分量	摘 要																			
15cm	2500粒以上	1.2g以上	主体草種は最低3種とする。肥料分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																			
帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要																			
10cm	2100粒以上	3g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成																			
15cm	2500粒以上	4g以上	肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																		
<p>1-2-11-5 植生マット・植生シート・人工張芝</p> <p>1. 植生マット・植生シート・人工張芝 植生マット・植生シート・人工張芝はネット(化学繊維・植物繊維)、わらなどで製作した幅50cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットは、種子や肥料を付けたシート・不織布にネット(化学繊維・植物繊維)を被せ、肥料袋・基材袋を装着したものとする。植生シート・人工張芝は種子や肥料を装着したシート・不織布にネット(化学繊維・植物繊維)、わらを被せたものとする。植生マット・植生シート・人工張芝に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-39によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料成分量</th> <th style="width: 55%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生マット</td> <td></td> <td>30g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分</td> </tr> <tr> <td>植生シート 人工張芝</td> <td>10000粒以上</td> <td>12g以上</td> <td>「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり280g以上とする。</p> <p>2. 止め具類 植生マット・植生シート・人工張芝の固定に使用する止め具類は、それぞれに適応するものを使用する。なお、芝ぐしは亜鉛引鉄線1.6mm以上、長さ20cm以上に切りU型等に曲げて使用する。止め釘は、L=150mmを標準とする。</p> <p>3. 張付け 張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、それぞれに対応した止め具で行う。マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. 製造後の使用期限、その他 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。 (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー (6) その他のフェスク類</p>	種別	種子粒数	肥料成分量	摘要	植生マット		30g以上	主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分	植生シート 人工張芝	10000粒以上	12g以上	「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。	<p>1-2-11-5 植生マット</p> <p>1. 植生マット 植生マットは布、わらなどで製作した幅50cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットに使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-39によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 1㎡当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15000粒以上</td> <td>40g以上</td> <td>主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり300g以上とする。</p> <p>2. 芝ぐし 芝ぐしは亜鉛引鉄線1.6mm以上、長さ20cm以上に切りU型等に曲げて使用する。</p> <p>3. 張付け 植生マットの張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、芝ぐしは1㎡当たり6本以上使用するものとし、マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。</p> <p>4. 製造後の使用期限、その他 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。</p> <p>5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。 (1) トールフェスク (2) クリーピングレッドフェスク (3) ケンタッキーブルーグラス (4) レッドトップ (5) ホワイトクローバー</p>	種子粒数	肥料量	摘要	15000粒以上	40g以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-49 (I-1-2-49) I-1-2-50 (I-1-2-50)</p> <p>■植生シート及び人工張芝の記載を追加 ◎</p>
種別	種子粒数	肥料成分量	摘要																	
植生マット		30g以上	主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分																	
植生シート 人工張芝	10000粒以上	12g以上	「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。																	
種子粒数	肥料量	摘要																		
15000粒以上	40g以上	主体草種は最低下記の3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)																																
<p>1-2-11-6 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-40によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-40 1袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片面当たり 3000粒以上</td> <td style="text-align: center;">1袋当たり 6g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3000粒以上	1袋当たり 6g以上	主体草種は最低3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>1-2-11-6 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-40によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-40 1袋当り使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種子粒数</th> <th style="width: 15%;">肥料量</th> <th style="width: 70%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片面当たり 3600粒以上</td> <td style="text-align: center;">1袋当たり 28g以上</td> <td>主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種子粒数	肥料量	摘 要	片面当たり 3600粒以上	1袋当たり 28g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。	<p>I-1-2-50 (I-1-2-50) ■実態を考慮した変更 ○</p>																				
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3000粒以上	1袋当たり 6g以上	主体草種は最低3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																																
種子粒数	肥料量	摘 要																																
片面当たり 3600粒以上	1袋当たり 28g以上	主体草種は最低3種とする。肥料は高度化成肥料(成分N・P・K合計が30%程度)とする。																																
<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4. 育成基盤材(ブレンド品)については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-50～表2-52による。</p> <p style="text-align: center;">表2-50 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-51 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">※70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量(CEC)</td> <td style="text-align: center;">me/l</td> <td style="text-align: center;">※100以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p>	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※70以上		塩基置換容量(CEC)	me/l	※100以上		pH	-	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>1-2-11-15 植生基材吹付工 (有機質系)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4. 育成基盤材(ブレンド品)については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-50～表2-52による。</p> <p style="text-align: center;">表2-50 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-51 ピートモスの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">※70以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量(CEC)</td> <td style="text-align: center;">me/l</td> <td style="text-align: center;">※130以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p>	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※70以上		塩基置換容量(CEC)	me/l	※130以上		pH	-	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>I-1-2-61 (I-1-2-61) ■実態を考慮した見直し ○</p>
項目	単位	基準値	摘要																															
有機物含有量	%	※70以上																																
塩基置換容量(CEC)	me/l	※100以上																																
pH	-	3.5～7.0	H ₂ O法による																															
項目	単位	基準値	摘要																															
有機物含有量	%	※70以上																																
塩基置換容量(CEC)	me/l	※130以上																																
pH	-	3.5～7.0	H ₂ O法による																															

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版(一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)
<p>第3章 一般施工</p> <p>1-3-3-7 植生工 1～19 (省略)</p> <p>20. 受注者は、植生シート・マット類の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p style="color: red;">(1) 受注者は、植生シート・マット工を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。</p> <p style="color: red;">(2) 施工時期について、工事監督員に報告又は協議するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、シート・マット類の境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、シート・マット類の自重によってシート・マット類に破損が生じないように取付けなければならない。</p> <p style="color: red;">(5) 受注者は、シート・マット類の法面への固定に際して各資材に適応した固定具(アンカーピン・止め釘など)を用いるものとする。ただし、標準の固定具で確実な固定が図れない可能性がある場合、固定具の変更を工事監督員と協議すること。</p> <p style="color: red;">(6) 植生シート・マット工の施工後、工事完成引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、受注者はその原因を調査し、工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>21～26 (省略)</p>	<p>第3章 一般施工</p> <p>1-3-3-7 植生工 1～19 (省略)</p> <p>20. 受注者は、植生シート・マット類の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、シート・マット類の境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、シート・マット類の自重によってシート・マット類に破損が生じないように取付けなければならない。</p> <p>21～26 (省略)</p>	<p>I-1-3-16(I-1-3-16) I-1-3-17(I-1-3-17) ■植生製品に関する記載を追加 ◎</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)

摘 要

植生工法適用条件表 (1 / 2)

別紙 - 1

条 件	植 生 工 法	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称 {中分類記号} または (小分類記号) による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) <small>注1</small> れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ細粒分5~15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5~15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	
表面れき含有量 ^{注2}	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%	
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満	
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上	
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下	
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—	
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—	
吹付用ホース延長 ^{注5・6}	—	0~200m	0~120m	0~80m	
施 工 適 期 ^{注7}	施工完了時期が日平均気温-5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通す細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。

I-1-3-18
(I-1-3-18)

■別紙番号の追加

■表記の変更

■植生製品適用条件表について記載

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和6年10月版

摘要

植生工法適応条件表 (1/2)

別紙

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) <small>注)1</small> れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき(中れき(粒径19mm)以下かつ 細粒分5~15%のG-F・G-FS) 砂れき(細粒分5~15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5~15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})
れき含有量注)2	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—
吹付用ホース延長注)5・6	—	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期注)7	施工完了時期が日平均気温-5℃以上 上までとする。ただし、凍結している 法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。
 9. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)

摘 要

植生工法適用条件表 (2/2)

別紙-1

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm~15cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm~50cm未満
表面れき含有量注)2	0%~50%	-	-	-
土 壤 硬 度	10mm~30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	-	-	-	-
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	-	-	-	-
吹付用ホース延長注)5・6	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

I-1-3-18
(I-1-3-18)

■別紙番号の追加

■表記の変更

■植生製品適用条件表について記載

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和6年10月版

摘要

植生工法適応条件表 (2/2)

別紙

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm~15cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm~50cm未満
れき含有量 ^{注)2}	0%~50%	-	-	-
土 壤 硬 度	10mm~30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	-	-	-	-
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	-	-	-	-
吹付用ホース延長 ^{注)5・6}	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施 工 適 期 ^{注)7}	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで

- 注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
 2. れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。
 9. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定) (追加)

摘 要

植生製品適用条件表

別紙-2

工 法 名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はワラ	標準品 (ポリエチレン) 環境品 (分解性樹脂ネット、間伐材利用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじりれき (GF) 砂 (細粒分5~15%のS-F、S-FG) れき質砂 (細粒分5~15%のSG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壤 硬 度	10mm~20mm	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	—
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H2O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下
施 工 適 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで

I-1-3-19②
(-)

■追加

- 注) 1. 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用出来るものとする。
 2. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
 3. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 4. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 5. 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
第5編 道路編 第7章 照明	第5編 道路編 第7章 照明	
<p>5-7-4-6 接 地</p> <p>1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、C種接地とし、300V以下のものはD種接地を行わなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>5-7-4-6 接 地</p> <p>1. 低圧配線の金属管、分電盤(箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、特別第3種接地とし、300V以下のものは第3種接地を行わなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>I-5-7-12 (I-5-7-12)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																																										
<p>II 土木工事施工管理基準</p> <p>4 出来形管理基準（漁港編） 9 本體工（捨石・捨ブロック） 9-2 捨ブロック工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) 捨ブロック製作</td> <td>幅、高さ、長さ、壁厚</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠取外し後10個に1個以上測定</td> <td>1cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td>幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対角線</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠取外し後10個に1個以上測定</td> <td>1 cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法 (異形ブロック)</td> <td>観察</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観 (異形ブロック)</td> <td>観察</td> <td>10個に1個以上測定</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1) 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm		対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出			型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告			ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告			<p>II 土木工事施工管理基準</p> <p>4 出来形管理基準（漁港編） 9 本體工（捨石・捨ブロック） 9-2 捨ブロック工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) 捨ブロック製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> <td>1 cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1) 捨ブロック製作															型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1 cm	管理表を作成し提出			ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告			<p>II-4-30(L) (II-4-30(L)) ■諸基準に準拠した基準の見直し</p>
工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																					
1) 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅+2 cm,-1 cm 高さ+2 cm,-1 cm 長さ+2 cm,-1 cm 壁厚 ±1 cm																																																																						
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出																																																																							
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告																																																																							
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告																																																																							
工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																					
1) 捨ブロック製作																																																																												
	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1 cm	管理表を作成し提出																																																																							
	ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告																																																																							
<p>III 付表</p> <p>3-2 出来形総括図の提出 道路関係工事の受注者は、工事の竣工に際し、他の関係書類とともに、この要領の定めるところに従って出来形総括図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</p>	<p>III 付表</p> <p>3-2 出来形総括図の提出 1. 道路関係工事の受注者は、工事の竣工に際し、他の関係書類とともに、この要領の定めるところに従って出来形総括図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 2. 提出図面は、工事平面図（コピー）及び原図用紙に、作図要領に従って鉛筆書きで記入した原稿図各1部とする。</p>	<p>III-3-1 (III-3-1) ■実態を考慮した見直し</p>																																																																										

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第1編 共通編 第1章 総則

工事施工協議簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書		(第 回)			
工 事 名					
工種、細目等					
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事 項					
<input type="checkbox"/> 添付資料名		<input type="checkbox"/> 図 面 全 葉			
【工事監督員】		年 月 日			
上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 します。					
<input type="checkbox"/> 特記事項					
変更契約の対象と <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。					
【受注者】		年 月 日			
上記事項について <input type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。					
<input type="checkbox"/> 特記事項					
確認欄	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。

2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第1編 共通編 第2章 材料

1-2-11-3 材料の貯蔵

材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で不純物が混入しないよう保護し貯蔵しなければならない。

1-2-11-4 種子帯

1. 種子帯は15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-38によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

表2-38 1m当たり使用量

帯 幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要
15cm	2500粒以上	1.2g以上	主体草種は最低3種とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。

2. 製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。

3. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。

- (1) トールフェスク
- (2) クリーピングレッドフェスク
- (3) ケンタッキーブルーグラス
- (4) レッドトップ
- (5) ホワイイトクローバー
- (6) その他のフェスク類

1-2-11-5 植生マット・植生シート・人工張芝

1. 植生マット・植生シート・人工張芝

植生マット・植生シート・人工張芝はネット(化学繊維・植物繊維)、わらなどで製作した幅50cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットは、種子や肥料を付けたシート・不織布にネット(化学繊維・植生繊維)を被せ、肥料袋・基材袋を装着したものとする。植生シート・人工張芝は種子や肥料を装着したシート・不織布にネット(化学繊維・植生繊維)、わらを被せたものとする。植生マット・植生シート・人工張芝に使用する種子、肥料の標準使用量は、表2-39によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第1編 共通編 第2章 材料

表2-39 1㎡当り使用量

種別	種子粒数	肥料成分量	摘要
植生マット	10000粒以上	30g以上	主体草種は最低3種とする。 肥料成分量は、肥料に含まれる成分
植生シート 人工張芝		12g以上	「窒素」「リン酸」「カリウム」の 合計量とする。

ワラ付人工芝については、ワラ見付量は1㎡当たり280g以上とする。

2. 止め具類

植生マット・植生シート・人工張芝の固定に使用する止め具類は、それぞれに適用するものを使用する。なお、芝ぐしは垂鉛引鉄線1.6mm以上、長さ20cm以上に切りU型等に曲げて使用する。止め釘は、L=150mmを標準とする。

3. 張付け

張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、それぞれに対応した止め具で行う。マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。

4. 製造後の使用期限、その他

製造後の使用期限は原則として製造後1年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。

5. 主体草種は下記の中から3種以上を使用する。

- (1) トールフェスク
- (2) クリーピングレッドフェスク
- (3) ケンタッキーブルーグラス
- (4) レッドトップ
- (5) ホワイトクローバー
- (6) その他のフェスク類

1-2-11-6 植生土のう

土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-40によるものとし、内容証明書を出したのち使用すること。

表2-40 1袋当り使用量

種子粒数	肥料量	摘要
片面当たり 3000粒以上	1袋当たり 6g以上	主体草種は最低3種とする。肥料成分量は、肥料 に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」 の合計量とする。

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第1編 共通編 第2章 材料

4. 育成基盤材 (ブレンド品) については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-50～表2-52による。

表2-50 バーク堆肥の基準値

項目	単位	基準値	摘要
有機物含有量	%	※70以上	
全窒素 (N)	%	※1.0以上	
炭素率 (C/N比)	—	40以下	
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※70以上	
pH	—	4.5～8.0	H ₂ O法による
水分	%	60±6	

※成分は乾物当たり。

表2-51 ピートモスの基準値

項目	単位	基準値	摘要
有機物含有量	%	※70以上	
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※100以上	
pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による

※成分は乾物当たり。

表2-52 パーライトの基準値

項目	単位	基準値	摘要
珪酸 (SiO ₂)	%	70以上	
吸水率	%	75以上	pF ₀ 吸引法による
pH	—	6.0～8.0	H ₂ O法による

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用（変更箇所：赤）

第1編 共通編 第3章 一般施工

15. 受注者は、種子散布及び植生基材吹付の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。

- (1) 種子散布および植生基材吹付を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。
- (2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。
- (4) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度及び圧力等を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。

16. 法面の土質・土壌試験の試験方法や試験基準については、次によること。

(1) 土の粒度試験

試験方法は、JIS A 1204 土の粒度試験方法による。

試験基準は、土質ごとに1箇所とする。ただし、他の工種で試験を実施している場合は省略することができる。

(2) レキ含有量

試験方法は、目視による。

試験基準は、土質ごと1,000m²につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m²未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。

(3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度 (PH)、リン酸吸収力

試験方法は、土壌・作物栄養診断のための分析法 2 0 1 2（北海道立総合研究機構農業研究本部）及び肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所）、またはこれらと同等の試験方法による。

試験基準は、土質ごと1,000m²につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m²未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。

17. 受注者は、植生基材吹付の施工に当たり、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。

18. 受注者は、施工管理に当たり、植生基材吹付に金網を併用する場合には、地山と金網の間隔を保持するスパーサーと施工の目安となる検測ピンを設置するものとする。ただし、スパーサーが検測ピンの機能を備えている場合には、これにより検測ピンの代替とすることができる。また、有機材種子散布の場合には、検測プレート（t=3mm）を1,000m²に1枚を標準とし、1現場当たり最低3箇所設置するものとする。

19. 受注者は、吹付け施工後の保護養生（散水養生、被覆シート張等）については、設計図書によらなければならない。

なお、吹付けの施工後、天候等により発芽不良や枯死が予想され、その予防のために保護養生が必要と判断される場合は、工事監督員と協議しなければならない。

また、工事施工後引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者はその原因を調査し、工事監督員に報告しなければならない。

20. 受注者は、植生シート・マット類の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、植生シート・マット工を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用（変更箇所：赤）

第1編 共通編 第3章 一般施工

(2) 施工時期について、工事監督員に報告又は協議するものとする。

(3) 受注者は、シート・マット類の境界に隙間が生じないようにしなければならない。

(4) 受注者は、シート・マット類の自重によってシート・マット類に破損が生じないように取付けなければならない。

(5) 受注者は、シート・マット類の法面への固定に際して各資材に適応した固定具（アンカーピン・止め釘など）を用いるものとする。ただし、標準の固定具で確実な固定が図れない可能性がある場合、固定具の変更を工事監督員と協議すること。

(6) 植生シート・マット工の施工後、工事完成引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、受注者はその原因を調査し、工事監督員に報告しなければならない。

21. 受注者は、植生筋の施工に当たり、種子帯の切断が生じないように施工しなければならない。

22. 受注者は、植生筋の施工に当たり、種子帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。

23. 受注者は、植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間満了時に次の各号に示す品質を満足していなければならない。なお、満足していない場合は、発注者からの請求に基づき修補工を実施しなければならない。

(1) 植生状態は、植生面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が80%以上であること。

(2) 植生面に1m四方以上の裸地が無いこと。

(3) 草丈が15cm以上であること。

24. 植生工の施工について、以下の作業手順を基本に行うこととする。

(1) 受注者は、施工前に工程作成を行い、設計図書で条件明示された選定工法が、近隣地区の気象データ（平均値）に基づく施工完了期限までに施工可能か確認した上で、発注者に報告する。

(2) 受注者は、施工前に現地試験を行い、表3-3「植生工法適応条件表」により、設計図書で条件明示された選定工法の妥当性を判断して、発注者に報告する。

(3) 発注者が、施工時期及び選定工法について、問題のないことを確認した上で、受注者は、植生工の配合設計について、発注者の承諾を受ける。

(4) 受注者は、現地外気温が、表3-3「植生工法適応条件表」にある施工適期の気温を満足するか確認した上で、施工する。

25. 植生工の設計変更について、以下事項を確認して行うこととする。

(1) 現地試験での現場条件が、表3-3「植生工法適応条件表」により、当初選定した工法と不整合の場合、植生工法について設計変更協議の対象とする。

(2) 発注者は、受注者の工程計画により、当初選定した選定工法が適期に施工できない部分があると判明した場合、原則として、当該部分の植生工を行わず設計変更により減工することとする。また、法面の土質によって、衣土（すき取り土）、ネット、シート等で侵食防止、排水処理等をおこない、越冬させること。

26. 上記1～25によりがたい場合は、関係者で別途協議して対応する。

第1編 共通編 第3章 一般施工

別紙-1
植生工法適用条件表 (1/2)

条件	植生工法	生 芝	腐植鞘種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系)
適用土質	地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称(中分類記号) または(小分類記号)による	れき質砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき質砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき質砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき(中れき(粒径19mm)以下かつ細粒分5~15%のG-F・G-FS) 砂れき(細粒分5~15%のGS-F) 砂(細粒分5~15%のSS-F)
表面れき含有量注2		0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 様 硬 度		10mm~27mm未満	10mm~25mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配		1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高		—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量		—	3%以上	3%未満	—
土 壌 酸 度 (PH)		4.0~6.5(kc1) 4.5~7.0(H4O)	4.0~6.5(kc1) 4.5~7.0(H4O)	4.0~6.5(kc1) 4.5~7.0(H4O)	4.0~6.5(kc1) 4.5~7.0(H4O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中		1,700以下	1,700以下	1,700以下	—
吹付用ホース延長注5-6		—	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期注7		施工完了時期が日平均気温5℃以上が1週間以上続くこととする。ただし凍結していない法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上5mm以下の粗粒土(細れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち、経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く(適応条件)」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各種工法の吹付用ホース延長については、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を定めるには近隣地区の気象データ(平均気温)と現地の外気温を比較考慮し、行うこととする。
 8. 養生製品を使用する場合は、別紙-2「**養生製品適用条件表**」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質・土壌に適合することを確認し使用すること。

第1編 共通編 第3章 一般施工

別紙-1
植生工法適用条件表 (2/2)

条件	植生工法	植生基材吹付工 (土砂系)	植生基材吹付工 (有機質系)	植生基材吹付工 (有機質系)	植生基材吹付工 (有機質系)
適用土質	地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称(中分類記号) または(小分類記号)による	れき(G) 砂れき(GS) 砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき(G) 砂れき(GS) 砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき(G) 砂れき(GS) 砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)	れき(G) 砂れき(GS) 砂(細粒分5~15%のSF) シルト(M) 粘性土(C) 有機質土(O) 火山灰質粘性土 (IV)
表面れき含有量注2		0%~50%	—	—	—
土 様 硬 度		10mm~30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配		1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高		80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量		—	—	—	—
土 壌 酸 度 (PH)		4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H4O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H4O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H4O)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H4O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中		—	—	—	—
吹付用ホース延長注5-6		0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施 工 適 期注7		施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時	施工完了後、日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
 2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上5mm以下の粗粒土(細れき、粗れき)をいう。
 3. 適用可能な工法のうち、経済的な工法を標準とする。
 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く(適応条件)」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 6. 各種工法の吹付用ホース延長については、記載基準を超える場合は、別途協議する。
 7. 施工時期を定めるには近隣地区の気象データ(平均気温)と現地の外気温を比較考慮し、行うこととする。
 8. 養生製品を使用する場合は、別紙-2「**養生製品適用条件表**」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質・土壌に適合することを確認し使用すること。

養生製品適用条件表

別紙-2

工 法 名	人 工 張 芝	植 生 シ ー ト 工	植 生 マ ッ ト 工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はワラ	標 准 品 (ポリエチレン) 環 境 品 (分解性標准ネット、固形肥料用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適 用 土 質	れんが質土 (GF・GF-S・GFS) SF・SF-G・SFG) 砂質土 (O) 粘性土 (O) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れんが質土 (GF・GF-S・GFS) SF・SF-G・SFG) 砂質土 (O) 粘性土 (O) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れんが (GS・GS-F) 細粒分まじりれんが (GF) 細粒分まじりれんが (S-FG) 細粒分まじりれんが (S-FG) 細粒分まじり砂 (SF) 粘性土 (O) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壌 硬 度	10mm~20mm	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	-
土 壌 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (ke1) 4.5~7.0 (H40)	4.0~6.5 (ke1) 4.5~7.0 (H40)	4.0~6.5 (ke1) 4.5~7.0 (H40)
リ ン 酸 吸 収 力 mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下
施 工 通 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保される時まで

注) 1. 養生シート工・植生マット工は種子吹付工や種子散付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用出来るものとする。
2. 適用土質は、地盤材料の工学的分類法 (GS 0015+2020) の中分類名称 (中分類記号) または (小分類記号) による。
3. 適用土質は、現場条件に合った土質を選択すること。
4. 施工時期は、現場条件に合った時期を選択すること。
5. 上表の条件に合わない場合は、現場条件に応じた養生製品を検討すること。

5. 電線またはケーブルの管内通線は、管内の清掃を十分行ったのち行い、電線またはケーブルに損傷を与えないよう入念に施工しなければならない。
6. ケーブルをトラフに布設する際は、まず砂等を敷き配線を行ったのち、更に砂等を充填しケーブルを保護しなければならない。

5-7-4-6 接 地

1. 低圧配線の金属管、分電盤 (箱)、器具、ポール、ケーブルの接続箱、支持金物及び保護金物で、使用電圧300Vをこえるものは、C種接地とし、300V以下のものはD種接地を行わなければならない。
2. 接地極の埋没は、地下0.75m以上としなければならない。打込み接地棒の場合は、地下の0.5m以上とする。埋没または打込箇所は、玉石等を取除いた良質土で、十分踏み固めながら埋戻さなければならない。
3. 接地線は、接地用ビニール絶縁電線 (GV) を使用しなければならない。
4. 接地線が損傷または人畜に接触するおそれのある場合は、地上2mまで硬質ビニル管で、これを保護しなければならない。
5. 接地極と接地線の接続は、ハンダ仕上げまたは圧着端子により電気的、機械的に強固に接地をする。また地中での浸食により接地抵抗の増力断線等をおこさないよう施工しなければならない。

5-7-4-7 自動点滅器

1. 自動点滅器は、JIS C 8369 (光電式自動点滅器) に適合したものでなければならない。
2. 分電盤 (箱) 内の点滅回路や、時計との連動制御等については、設計図書に示すものとし、雑光源により誤作動があつてはならない。

5-7-4-8 分 電 盤

1. 分電盤 (箱) の構造は、設計図書に示すほかは次の各号によらなければならない。
 - (1) 扉は前面のみとし、防錆処理した錠前を取り付けなければならない。
 - (2) 盤 (箱) は、屋外形、防水かつ防錆構造としなければならない。
 - (3) 盤 (箱) 用鋼材は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS 400またはJIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) S P C とし、堅ろうな骨組みと平均厚2mm以上のみがき鋼板を使用し、体裁よく組立てたもので、電気的機械的にも堅ろうで、永年の使用に耐えるものでなければならない。
2. 盤内部の見やすいところに、カードホルダーにより結線図を取りつけなければならない。
3. 盤内配線用導体は、銅帯若しくは600Vビニル電線で1.6mm以上の太さのものを使用しなければならない。
4. 盤内に電源表示灯を付けなければならない。なお盤外から容易に目視できる構造とすること。

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

9 本體工 (捨石・捨ブロック)

9-2 捨ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度
1) 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後 10 個に 1 個以上測定
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後 10 個に 1 個以上測定
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10 個に 1 個以上測定
2) 捨ブロック据付	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体
	局所的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	
	遺形からの出入	レベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上 (最上段のみ)

令和7年2月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ +2 cm, -1 cm 長さ +2 cm, -1 cm 壁厚 ±1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1cm	出来形図を作成し提出	ブロックの重心が遺形から著しくはみ出さない	
10cm	管理表を作成し提出		

Ⅲ 付表

3. 道路関係工事出来形総括図作成要領

3-1 適用の基準

この要領は、北海道建設部が所管（建設管理部が発注）する道路関係工事（道路、街路及び道路災害復旧工事をいう。ただし、簡易な維持工事を除く）の出来形総括図の作成に適用する。

3-2 出来形総括図の提出

道路関係工事の受注者は、工事の竣功に際し、他の関係書類とともに、この要領の定めるところに従って出来形総括図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

3-3 作成要領

1. 同一箇所の継続工事又は舗装工事の出来形総括図

前年度暫定施工の改良工事等では前年度作成の出来形総括図、同年度施工の舗装工事では路盤工事の業者が作成した出来形総括図を加筆修正して、出来形総括図とすることができる。

2. 道路台帳図のある路線の出来形総括図

道路台帳図のある路線の出来形総括図は道路台帳図を修正して出来形総括図とする。

3. 地点標と工事測点の連結

地点標設置済路線では、地点距離と工事測点を連結し相互の関係を明確にしておくなければならない

3-4 作図要領

1. 一般事項

- (1) 出来形総括図は、全て実測により作成しなければならない。
- (2) 作図内容は、作図図式によるほか工事監督員の指示による。

2. 作図図式

(1) 縮尺

1/1000を原則とするが、市街地では、1/500とすることができる。

(2) 原図用紙一葉の記入範囲

縮尺1/1000の場合、図の始まり又は終わりが整数軒になるような500mを記入する。

(3) 図式

図式は、次表のとおりとする。